

資産活用のヒントをお届けします

資産活用通信

発行 **ベイヒルズ 税理士法人**



〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 1-1
KDX横浜ビル 6階

2017年7月
第216号

TEL : 045-450-6701

FAX : 045-450-6706

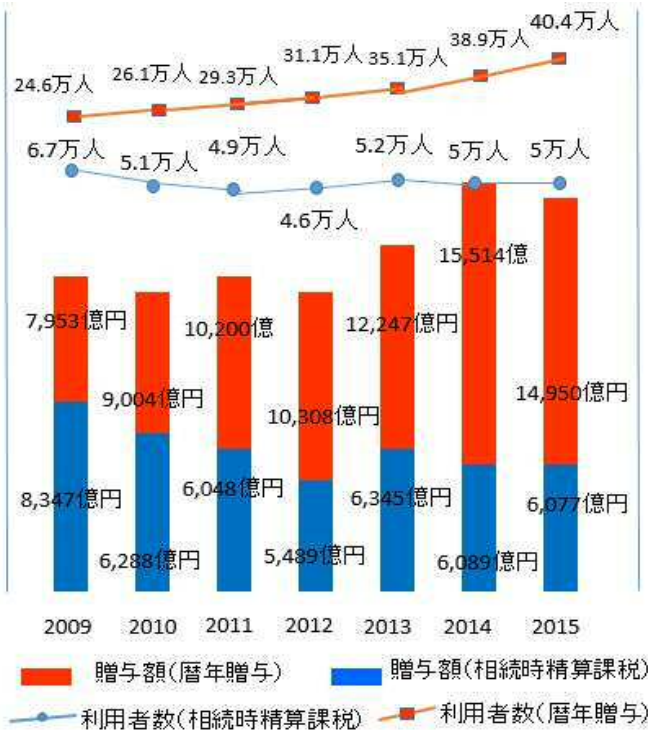
HP : <http://www.bayhills.co.jp>

わが家に合った生前贈与のやり方は？

● 暦年贈与の利用者は増加の一途！

2015年中に暦年贈与で贈与を受け、税務署へ申告したのは40.4万人で前年より1万5千人増加しました。110万円以内の非課税贈与で申告しなかった方を含めれば、暦年贈与の利用者数はもっと多い計算です。

暦年贈与と相続時精算課税制度の利用状況



出典：相続ドック

● 2件に1件が有利な“特例贈与”利用

2015年から、祖父母や両親が成年の孫、子へ行う贈与について軽減税率が適用される“特例贈与”がスタートしています。特例贈与は410万円を超える贈与では税率が低くなるため、まとまった贈与をするケースで有利になります。

2015年中の40.4万人の暦年贈与の2件に1件は、この特例贈与の利用者でした。残りの半数は、配偶者や未成年の子や孫、第三者間で行われる、一般贈与となります。

贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	特例贈与 (成人の子、孫)		一般贈与	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	-	10%	-
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下			20%	25万円
600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		

● 贈与制度の一覧

基本の制度	★ 暦年贈与 (特例贈与と一般贈与)
	年間で基礎控除110万円を超える部分に贈与税がかかる。相続発生前3年以内の贈与財産は相続税の対象となる。
基本の制度	★ 相続時精算課税制度
	2,500万円以内の贈与は非課税、超過部分20%課税。将来相続発生時に相続税を計算し直し納税する仕組み。一度この制度を選択した贈与者からの贈与では暦年贈与は使えない。

子や孫への贈与で使える特例	その他の特例
★ 成人の子や孫への住宅取得資金贈与 (2021年末まで) 省エネ住宅の取得資金の贈与1,200万円 (その他の住宅は700万円)まで非課税 (非課税枠は年ごと、消費税率ごとに変動)	★ 夫婦間の自宅贈与 結婚20年以上の夫婦間で、自宅の土地、建物、自宅の購入資金の贈与をした場合、2,000万円まで非課税。
★ 住宅資金贈与の相続時精算課税制度の特例 (2021年末まで) 成人の子や孫への住宅取得資金2,500万円までの贈与が非課税。通常の相続時精算課税と異なり、贈与者は60歳未満でもOK。	★ 事業承継の特例 ・非上場会社の後継者が、自社株贈与を受けた場合の贈与税を納税猶予する制度 ・農業後継者が農地等の贈与を受けた場合の贈与税を納税猶予する制度
★ 教育資金の一括贈与 (2019年3月末まで) 30歳未満の子や孫への教育資金贈与1,500万円まで非課税。教育費以外での使用、使いきれなかった部分は課税対象に。	
★ 結婚・子育て資金の一括贈与 (2019年3月末まで) 成人で50歳未満の子や孫への贈与1,000万円 (結婚費用は300万円上限)まで非課税。贈与者の相続発生時の残高は相続税の対象。	

ベイヒルズ税理士法人では、相続税を始めとする資産税に関して、ご相談を承っております。経験・知識豊富な専任スタッフが、資産税に関するあらゆることに対応させていただきます。

どうぞお気軽にお問い合わせください。

資産税課専用

0120-045-513